

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 12 月 16 日

株主各位

東京都品川区西五反田一丁目 18 番 9 号
株式会社 ユビテック
代表取締役社長 荻野 司

当社は、平成 25 年 8 月 23 日付の取締役会決議にて、平成 26 年 1 月 1 日をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 25 年 12 月 31 日（火）と定めましたので公告いたします。

以上

お知らせならびにご注意

1. 株式の分割の実施と同時に、平成 26 年 1 月 1 日（水）をもって 100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。これにより平成 25 年 12 月 26 日（木）をもって東京証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。
2. 株式の分割および単元株制度の採用後のご所有株式に関するご案内は、平成 26 年 2 月下旬にお届出のご住所にお送りいたします。
3. 平成 26 年 1 月 6 日（月）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
4. （1）住所変更、改姓名等各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは以下の口座管理機関にお申出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711（通話料無料）